

Attention!

# 火災発生時における鎮圧放送について

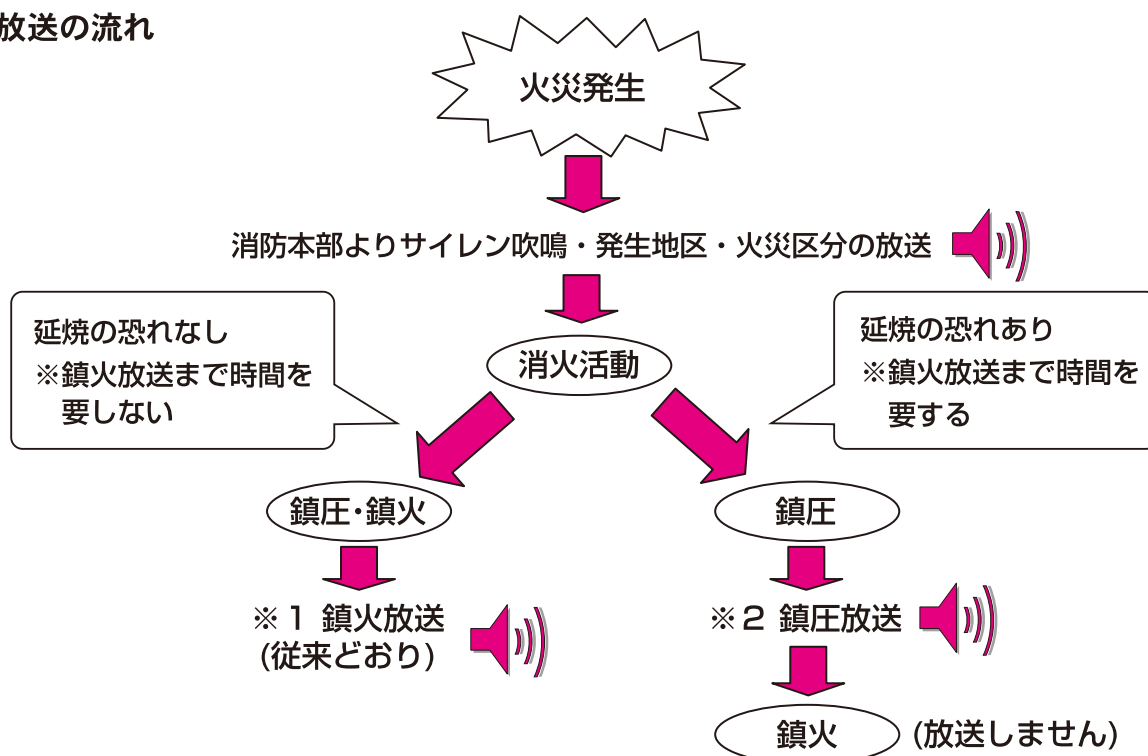
問 役場 総務課 危機管理係 内線5112

町内において、火災が発生した場合の放送については、宇和島地区広域事務組合消防本部より屋外拡声器並びに告知端末を使用してサイレンの吹鳴、発生地区、火災区分を放送し、その後町から鎮火放送を行っています。

延焼の恐れがある火災（建物、林野等）の場合、火災発生から鎮火放送まで長時間かかることがあります。

このような火災の場合、住民の方に火災の状況をお知らせして、安心していただくために、鎮圧放送を行います。

## ① 放送の流れ



## ② 放送文

### ※1 鎮火放送（従来どおり）

「こちらは防災鬼北町役場です。臨時放送を行います。  
さきほど発生しました〇〇火災は、ただいま鎮火いたしました。※2回繰り返し」

### ※2 鎮圧放送

（鎮火放送までに時間を要する場合）  
「こちらは防災鬼北町役場です。臨時放送を行います。さきほど発生しました〇〇火災は、ただいま鎮圧され延焼の恐れはなくなりました。ご安心ください。※2回繰り返し」

### 用語説明

「鎮圧」…火勢が消防隊の制御下に入り、拡大の危険がなくなった状態。  
「鎮火」…再燃の恐れがない状態。

## ③ 放送開始時期

平成26年7月1日から

## ④ その他

- ①鎮圧放送をした後の鎮火放送は行いません。
- ②火災現場の状況によっては、火災発生からすぐに鎮火放送される場合もあります。